

# 京都市市民活動総合センターの 管理運営体制等について

平成 1 5 年 3 月

京都市市民活動推進協議会

- 目 次 -

はじめに .....	P 1
1 管理運営体制の整備	
（１）管理運営主体の選定のための企画コンペの実施 .....	P 1
（２）運営協議会の設置 .....	P 2
（３）評価委員会の設置 .....	P 3
（４）管理運営の仕組み .....	P 4
【市民活動総合センター 管理運営イメージ】	
2 施設配置	
（１）各施設の機能 .....	P 5
（２）配置図（イメージ） .....	P 5
3 京都市災害ボランティアセンターの機能 .....	P 6
まとめ .....	P 6
<b>【資料】</b>	
1 京都市市民活動総合センター整備検討経過 .....	P 7
2 京都市市民活動推進協議会検討経過 .....	P 8
3 京都市市民活動推進協議会設置要綱 .....	P 9
4 京都市市民活動推進協議会委員名簿 .....	P 10
<b>【あしがき】</b>	
* 各委員コメント .....	P 11

はじめに

NPOやボランティア団体等による多種多様な活動が活発化している今日、京都市では、市民とのパートナーシップを更に推進するために、市民による自主的なまちづくり活動を総合的に支援する拠点施設として、平成15年6月に京都市市民活動総合センターが開設される。

本協議会は、当センターの運営に関し必要な事項を調査、審議するために、平成13年7月に設置され、同年12月に、センターの機能や事業内容と、それを実現するために最も相応しい管理運営方法等に関して、「京都市市民活動総合センター（仮称）の管理運営方針について」（以下、「管理運営方針」という。）をとりまとめた。

その後、「管理運営方針」の具体化に向けて、協議会の審議（3回）、ワーキンググループによる調査、検討（6回）を開催し、センターの管理運営体制の整備（管理運営主体の選定方法、運営協議会及び評価委員会の設置）や、施設配置等について、以下のとおり調査、審議を行った。

## 1 管理運営体制の整備

### （1）管理運営主体の選定のための企画コンペの実施

市民活動総合センターは、特定の分野や領域を超えて、NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の促進を図るための拠点施設として設置するものである。

こうした設置目的の趣旨を生かすためには、センターの管理運営主体は、その活動が特定の分野に限定されたものではなく、広く公益の実現を図ることを目的とする団体であることが必要となる。そのため、「公設民営」を目指すセンターの管理運営主体としては、NPO法人が最もふさわしいと判断し、NPO法人を対象とする企画コンペを実施することにより、管理運営主体を選定することとした。

なお、企画コンペの実施に当たっては、京都市が、別途、「京都市市民活動支援センター（仮称）管理法人審査委員会」を設置し、公開プレゼンテーション等を経て管理法人を内定したとおりである。

#### 企画コンペの実施スケジュール

14年7月25日 募集の広報発表

8月19日 応募受付開始（～26日）

9月17日 公開プレゼンテーション及び審査委員会による審査の実施

9月20日 審査委員会からの審査結果の報告を踏まえ管理法人を内定

内定法人：特定非営利活動法人きょうとNPOセンター）

## (2) 運営協議会の設置

センターの管理運営に当たっては、利用者である市民、市民活動団体、企業のほか、学識経験者、管理運営主体及び事業に参加する団体、京都市により幅広く構成され、a. 管理運営方針の決定、b. 事業計画の決定、c. 各事業計画推進への参画、d. 管理運営主体及び事業に参加する団体に対して意見陳述を行うための組織として、「運営協議会」を設置する。

この「運営協議会」は、重要事項を決定する組織としての「運営会議」と、事業の実施計画について管理運営主体と連携を図る組織としての「幹事会」で構成する。

### 【具体的運営体制】

#### ア 事務局

管理運営主体（きょうとNPOセンター）

#### イ 委員数

運営会議 30～40名程度

幹事会 10～15名程度

#### ウ 組織

##### 運営会議

管理運営に関する基本方針とともに、事業計画を決定するための場として設置する。

なお、方針や計画の決定にあたっては、事務局から事業実績に関する報告を受けることとする。

##### 幹事会

「運営会議」の決定に基づき、管理運営主体との協議のもと、各事業計画の推進に参画するとともに、管理運営主体等への意見などを取りまとめるための場として設置する。

また、必要に応じて、「部会」を設置することができる。

##### ワークショップ（ユーザー会議）

利用者である市民や市民活動団体が自由に参加でき、運営に関する意見交換の場として、「幹事会」が必要に応じて「ワークショップ（ユーザー会議）」を開催する。

#### エ 開催回数

運営会議 年2回

幹事会 年4回（四半期ごと）

### (3) 評価委員会の設置

学識経験者，公募市民で構成する「評価委員会」を設置し，利用者の意見を「モニタリング」しながら，運営全般について客観的に評価・監視を行い，「設置者（京都市）」及び「運営協議会」へ意見具申を行う。

#### 【具体的運営体制】

ア 事務局  
京都市

イ 委員数  
5名（学識経験者，公募市民）

ウ 組織  
評価委員会

利用者意見のモニタリングで得られた内容を踏まえ，ワーキング形式での協議及びセンター視察を経て，意見をまとめ，「設置者（京都市）」及び「運営協議会」へ意見具申を行うための組織として設置する。

利用者意見のモニタリング

常時，利用者が意見を伝えることができる仕組みづくりを構築する。

（例）・インターネットを活用した「市民活動情報提供システム」におけるアンケート機能の活用

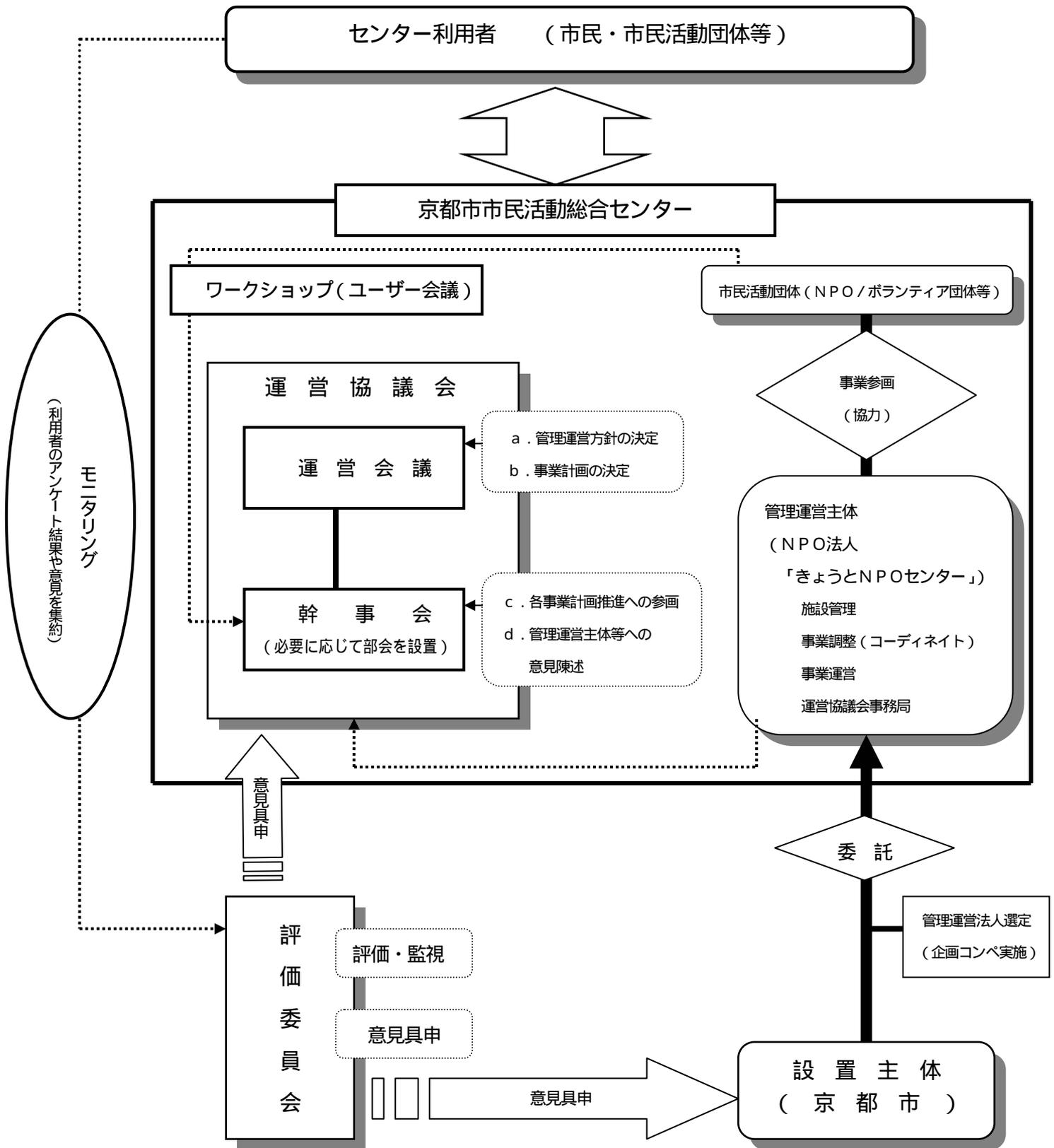
- ・アンケート用紙をセンター内に設置
- ・アンケート用紙を機関紙等と共に配布
- ・事業実施の際に参加者へのアンケートを実施

なお，日常の相談業務等において利用者から出てきた意見についても，事務局が集約のうえ，評価委員会に報告する。

エ 開催回数  
評価委員会 年2回（上半期，下半期）  
同ワーキング 年4回（四半期ごと）

(4) 管理運営の仕組み

【市民活動総合センター 管理運営イメージ】



## 2 施設配置

### (1) 各施設の機能

「いつでも、誰でもが気軽に利用できるセンター」とするために、「管理運営方針」における施設配置の基本的な考え方に基づき、平面的なオープン空間の中に ~ の7つのスペースを配置する。

#### 情報コーナー

- ・図書や閲覧用パソコン等を配置し、情報提供を行うスペース。

#### 相談コーナー

- ・日常的な相談や、分野別相談・専門家相談などを行うスペース。

#### 交流コーナー

- ・市民が自由に交流や打合せ等を行うためのスペース。市民活動を行う際に必要となるロッカー（有料）やメールボックスを設置する。

#### ミーティングルーム

- ・センター主催事業や、市民活動団体の打合せ等に供するスペース。

#### スモールオフィス（貸事務所スペース、8団体分）

- ・市民活動を行う団体に、インキュベーション（市民活動育成）の機会を提供するためのスペースとして設置し、有料とする。

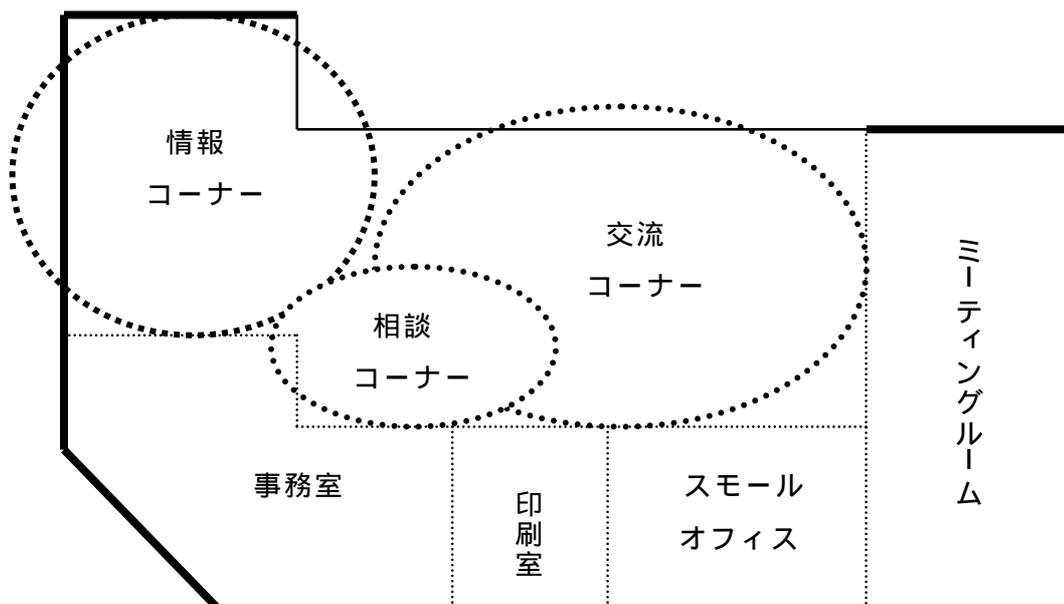
#### 印刷室

- ・コピー機や印刷機を配置した随時利用可能な作業スペース。

#### 事務室

- ・管理運営主体の事務所スペース。

### (2) 配置図（イメージ）



### 3 京都市災害ボランティアセンターの機能

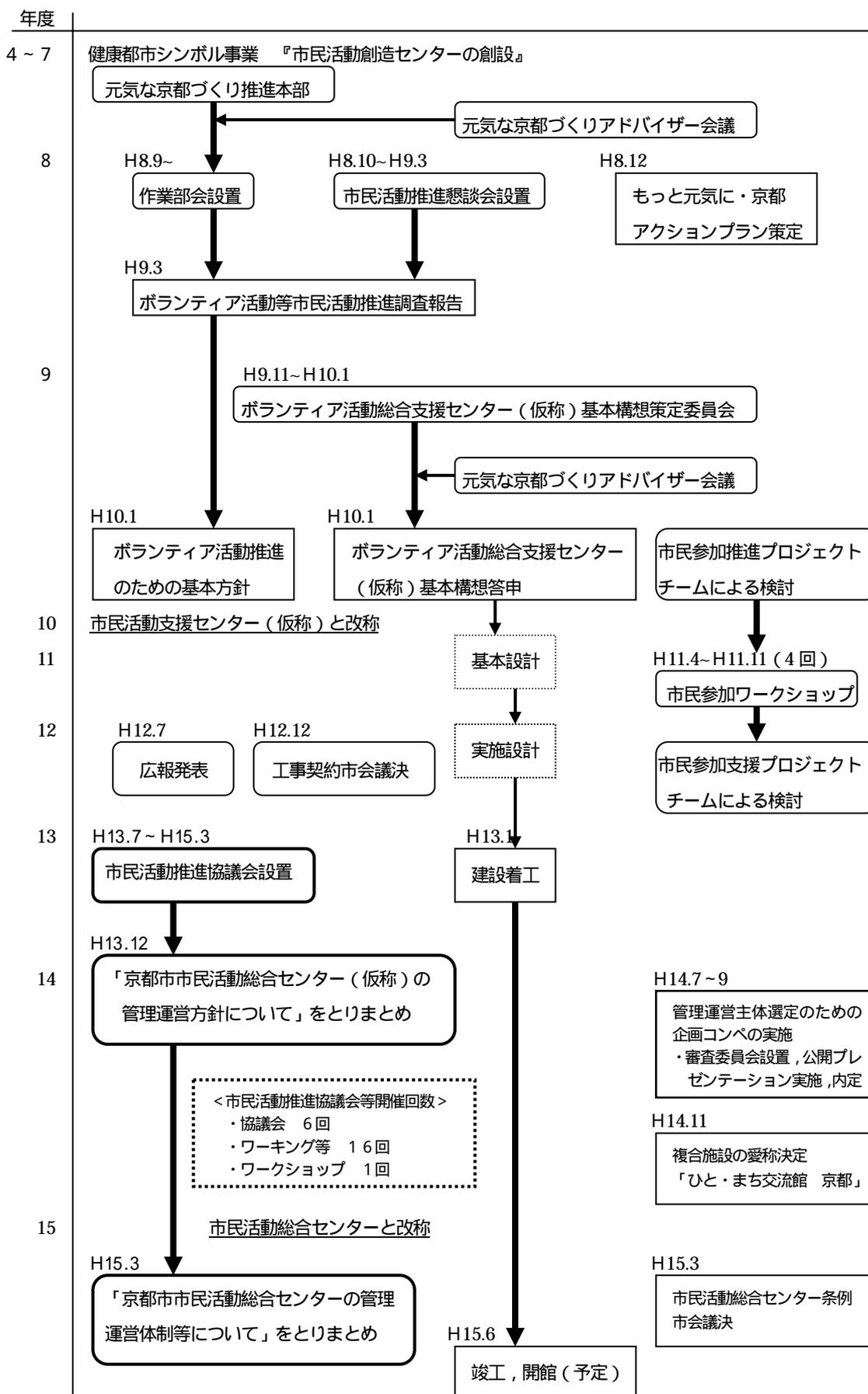
本協議会では十分な検討はできなかったが、大規模災害時には、京都市地域防災計画に規定されている「京都市災害ボランティアセンター」として機能するよう、「ひと・まち交流館 京都」に同時に開設される「京都市福祉ボランティアセンター」との連携が必要である。

したがって、「福祉ボランティアセンター」を中心とする「災害ボランティアセンター」の運営組織に平常時から参加し、災害時のボランティア活動を支援する仕組みづくりについて、引き続き、行政、市民活動団体、関係機関等と十分に協議、検討を進めていただきたい。

### まとめ

「管理運営方針」の具体化に向け、本協議会において調査、審議を行った以上の内容を踏まえ、センターが、公益的な市民活動を総合的に支援する公の施設として、「公設市民営」という考え方のもと、市民の目線に立った満足度の高い効率的な運営を行えるよう、京都市においても会議室及び和室について使用料を徴しないなど、最大限配慮した積極的な取組を進めておられるところであるが、今後とも、センターを文字通り「市民活動の殿堂」となるものにしていただきたい。

## 【市民活動総合センター整備検討経過】



## 京都市市民活動推進協議会検討経過

- 平成13年 7月13日(金) 第1回市民活動推進協議会  
(設置目的, 経過等説明, 協議)
- 平成13年 8月14日(金) 第1回ワーキング  
(これまでの検討経過の確認と協議)
- 平成13年 8月15日(水) 第1回プレワーキング  
(分野別センター所管課へのヒアリング)
- 平成13年 8月24日(金) 第2回プレワーキング  
(ワークショップの運営等検討)
- 平成13年 9月14日(金) 第2回ワーキング  
(ワークショップの運営等協議)
- 平成13年 9月15日(土) 第3回プレワーキング  
(ワークショップの準備)
- 平成13年 9月18日(火) ワークショップ開催  
(公募市民23名参加)
- 平成13年 9月26日(水) 第3回ワーキング  
(「基本フレーム」, 機能・事業等の検討)
- 平成13年10月 5日(金) 第4回プレワーキング  
(施設配置に係る設計・設備担当との協議)
- 平成13年10月12日(金) 第2回市民活動推進協議会  
(運営方法, 事業内容等協議)
- 平成13年10月24日(水) 第4回ワーキング  
(運営方法, 事業内容等検討)
- 平成13年11月28日(水) 第5回プレワーキング  
(管理運営方針素案検討)
- 平成13年12月13日(木) 第5回ワーキング  
(管理運営方針案検討)
- 平成13年12月26日(水) 第3回市民活動推進協議会  
(管理運営方針決定)
- 平成14年 2月 7日(木) 第6回ワーキング  
(管理法人企画コンペ実施方法等検討)
- 平成14年 3月12日(火) 第7回ワーキング  
(開館日時, 管理法人企画コンペ実施方法等検討)
- 平成14年 6月26日(水) 第8回ワーキング  
(管理法人企画コンペ実施方法等検討)
- 平成14年 7月10日(水) 第4回協議会  
(管理法人企画コンペ実施方法等協議)
- 平成14年10月29日(火) 第5回協議会  
(具体的な事業内容, 施設配置等検討)
- 平成14年11月28日(木) 第9回ワーキング  
(具体的な事業内容及び施設配置, 管理運営体制等検討)
- 平成15年 1月17日(金) 第10回ワーキング  
(情報提供システム, 災害ボランティアセンター等検討)
- 平成15年 3月 6日(木) 第11回ワーキング  
(管理運営体制, 災害ボランティアセンター等検討)
- 平成15年 3月19日(水) 第6回協議会  
(管理運営体制等検討, まとめ)

## 京都市市民活動推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 京都市市民活動支援センター(仮称)の運営に関し必要な事項を調査、審議することを目的とする「京都市市民活動推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (組織)

第2条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成15年3月31日までとする。

## (座長及び副座長)

第4条 協議会に座長を置く。

2 座長は、市長が指名する。

3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 協議会には、副座長を置くことができる。

5 副座長は、座長が指名する。

6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (招集及び議事)

第5条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

## (事務局)

第6条 協議会の庶務は、総合企画局パートナーシップ推進室において行う。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附則

## (施行期日)

1 この要綱は、平成13年7月13日から施行する。

## (経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、市長が招集する。

## 京都市市民活動推進協議会委員名簿

## 【学識経験者】 3名

谷口 知弘（立命館大学経営学部助教授／環境デザイン・工業デザイン）  
 筒井 のり子（龍谷大学社会学部助教授／社会学）  
 新川 達郎（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授／行政学）

&lt;五十音順&gt;

## 【市民活動団体】 9名

赤澤 清孝（特定非営利活動法人きょうと学生ボランティアセンター代表・事務局長）  
 浅野 令子（特定非営利活動法人日本サスティナブル・コミュニティ・センター(SCCJ)事務局長）  
 菊池 初江（京都市地域女性連合会副会長）  
 志藤 修史（社会福祉法人京都市社会福祉協議会・京都市ボランティア情報センター主事）  
 鈴木 暁子（特定非営利活動法人多文化共生センター・きょうと事務局長）  
 中野 悦子（前・京都市PTA連絡協議会常任理事・嵯峨中学校PTA会長）  
 福士 友子（社会福祉法人西陣会京都市民福祉センター事務局スタッフ）  
 南村 多津恵（特定非営利活動法人環境市民事務局スタッフ）  
 吉村 裕司（コース21京都副理事長）

&lt;五十音順&gt;

## 【行政】 1名

人見 米一（総合企画局パートナーシップ推進室長）

座長  
副座長

以下の2名については、平成14年10月29日（火）付で解嘱した。

深尾 昌峰（特定非営利活動法人きょうとNPOセンター事務局長）  
 山口 洋典（まちづくり支援事業卒業塾「市民活動ことはじめ塾」塾長、(財)大学コンソーシアム京都事務局主事） きょうとNPOセンター理事

## 【あとがき】

市民活動推進協議会委員の任期が満了するにあたり、これまでの協議内容や市民活動総合センターに対する期待等について、各委員から一言ずつコメントをいただきました。

### 赤澤委員

このような審議会の委員への就任は初めてでしたが、長期にわたる意見交換を通じて、センターをつくり上げる貴重なプロセスに関与することができました。今後ともより良いセンターとするために参画いたします。

### 浅野委員

センターの整備という非常に貴重な経験をさせていただきました。多機能を結ぶセンターとして「そこに行けば、何でも分かる」ような存在となりますよう、利用者が「使いたくなるサービス」を提供してください。

### 菊池委員

委員の意見が、センターの整備にきっちり反映されました。市民と行政とのパートナーシップを図る場所として、市民がここで得たものを、それぞれの地域に還元できるような「実践的センター」となってください。

### 志藤委員

ここに至るまで「長かった」という印象です。華やかなデパートのような感じで、いつでも、どんな人でも立ち寄れるように、「さりげなく」それでいて「インパクトの強い」センターにしましょう。また、全国に向けて、「京都ならではの」という発信を行いましょう。

### 鈴木委員

この協議会に参加し、各委員の方と多くの議論をできたことがよかったです。市民活動の実践者として、「ツボを心得ているセンター」となってください。今後ともセンターに関わっていきたいと思います。

### 谷口委員

ついにセンターが完成しました。平成13年にワークショップを行った頃のことを思い出すと感慨もひとしおです。センターのオープン後は、「活気のある、より美しい空間」を構築してください。今後もサポートできるように頑張ります。

### 筒井副座長

このセンターでは、多様な分野の交流をいかに進めるかということがポイントとなりますね。市民活動団体と企業や大学などの異なるセクター間のつながりも含めた視点で、センターの運営を進めてください。

### 中野委員

今後はセンターの利用者として関わることになると思いますが、利用者の視点から見て、「このセンターに来れば、分からなかったことでも分かるようになる」というセンターにしてください。

#### 福土委員

ユニークな委員会に関わることが出来て、とても感謝しています。これからは、一市民として今後のセンターに期待したいと思います。

#### 南村委員

センターの整備を通じて、楽しい会議に参加させていただくことができました。それぞれの利用者のニーズに合わせて、センター自身が代わっていくような「柔軟なセンター」になることを期待しています。

#### 吉村委員

コース2 1 京都は、3階の「福祉ボランティアセンター」との災害ボランティアの関わりが主となる予定で、そのコース側担当責任者が私でした。ですから2年前、委嘱の際は、「2階の協議会に私がなぜ委嘱を？」と戸惑ったのを覚えています。しかし、終わってみれば、委員諸氏や行政諸職と真剣に、本音で議論をたたかわせた2年だったと感慨深いです。皆さんに感謝いたします。

#### 人見委員

協議会委員みなさまのご協力のおかげで、なんとかセンターを完成することができました。ここに厚く御礼を申し上げます。しかしながら、これで終わりではありません。ここからが始まりです。みなさまの力でセンターを大きく育ててください。

#### 新川座長

何とかここまで辿り着くことができました。委員のみなさまと色々な知恵を出し合ってセンターを整備してきたということが感慨深い限りです。このような作業こそが、コラボレーション（協働）の大事な部分になるのでしょう。今後、センターがもっともっとコラボレーションの場になるようにしたいですね。